

# 横須賀バスケットボール協会規約

## 第1章 総 則

### 名 称

第1条 この協会は、横須賀バスケットボール協会という《以下（協会）という》

### 事 務 所

第2条 この協会は、事務所を 横須賀市衣笠栄町1-70 中川スポーツビル内に置く

## 第2章 目的及び事業

### 目 的

第3条 この協会は、横須賀（逗子市・葉山町・三浦市を含む）に於けるバスケットボール協会を統括し、代表する団体としてバスケットボールの普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする

### 事 業

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- ① この協会の主催又は主管する競技大会の運営をすること
- ② この協会の共催する競技大会への協力・指導をすること
- ③ 一般社団法人 神奈川県バスケットボール協会 及び 横須賀市体育協会の組織員として活動すること
- ④ 審判員の養成、公認、研修、派遣に関すること
- ⑤ バスケットボールに関する調査研究及び記録の作成をすること
- ⑥ バスケットボールに関する講習会及び指導者を養成すること
- ⑦ この協会を代表するチーム・選手の選出及び強化・育成をすること
- ⑧ その他この協会の目的を達成するために必要な事項を行うこと

## 第3章 資産及び会計

### 資産の構成

第5条 この協会の資産は、次の通りとする

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 資産から生ずる果実
- ③ 事業に伴う収入
- ④ 寄付金品

- ⑤ 加盟団体・加盟会員の分担金及び登録料
- ⑥ その他の収入

#### 経費の支弁

第6条 この協会の事業遂行に要する経費は、前条の資産をもって支弁する

#### 事業計画

- 第7条 この協会の事業計画は、会長が編成し理事会及び代議員会の議決を経て執行されるものとし、事業計画を変更しようとする場合も同様とする
- 2 やむを得ない事由で前項の代議員会の議決を得る前に新たな会計年度が開始されたときは、会長は速やかに収支予算を含む暫定事業計画を編成し、理事会の承認を経て執行できるものとする

#### 収支決算

- 第8条 この協会の収支決算は、会長が作成し、監事の意見をつけ、理事会及び代議員会の承認を経なければならない
- 2 この協会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の承認を経て、積立金に編入又は翌年度に繰り越すものとする

#### 会計年度

第9条 この協会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日までとする

### 第4章 役員及び代議員

#### 役員

- 第10条 この協会には、次の役員を置く
- |      |    |         |
|------|----|---------|
| 名誉会長 | 1  | 名       |
| 相談役  | 1  | 名       |
| 会長   | 1  | 名       |
| 副会長  | 若干 | 名       |
| 理事長  | 1  | 名       |
| 副理事長 | 若干 | 名       |
| 監事   | 2  | 名       |
| 理事   | 3  | 5名以内とする |
| 委員   |    | 必要人数    |

#### 役員を選任

- 第11条 会長は、代議員会で選任する
- 2 副会長は、会長が選任し代議員会の承認を得る

- 3 監事及び理事は、会長が各々選任し代議員会の承認を得て委嘱し、うち理事より理事長・副理事長を会長が委嘱する
- 4 委員は、各連盟の代表が選任し会長が委嘱する
- 5 名誉会長は、必要あるときに会長が委嘱する
- 6 相談役は、必要あるときに会長が委嘱する

## 役員の職務

- 第12条 会長は、この協会を代表し業務を総理し、代議員会を招集し、その議長を務める
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けた時は、会長が予め指名した順序でその職務を代理し、又は職務を行う
  - 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、この協会の業務を処理する
  - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けた時は、理事長が予め指名した順序でその職務を代理し、又は職務を行なう
  - 5 理事は、理事会を組織し、この協会の業務を議決し、執行し、又各委員会に所属し、常務を分掌し執行する
  - 6 名誉会長は、必要あるときに会務全般に助言する
  - 7 相談役は、必要あるときに会務全般に助言をする

第13条 監事は、この協会の業務及び財産に関して次の各号に規定する業務を行う

- ① この協会の財産の状況を監査すること
- ② 役員の業務執行状況を監査すること
- ③ 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は代議員会を招集すること

第14条 委員は、必要に応じて招集され、担当理事と協力して、その執行に当たる

## 委員の任期

- 第15条 この協会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする
  - 3 役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでは、その業務を行う

## 代議員の選出

- 第16条 代議員は、加盟団体及び加盟会員の推薦する者及び必要に応じて学識経験者を理事会で選出し、会長が任命する
- 2 前号の規定により、代議員に選出されたものが役員に就任した時はその資格を失い、これに代わる代議員を前号規定により選出するものとする
  - 3 代議員には、第16条の規定を準用し、規定内の（役員）を（代議員）と読み替えるものとする

## 代議員の職務

第17条 代議員は、代議員会を組織しこの規約に定める事項を審議し議決するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する

## 第5章 顧問及び参与

### 顧問及び参与

- 第18条 この協会に顧問及び参与を若干名置くことができる
- 2 顧問及び参与は、この協会に功労があったものの内から、理事会及び代議員会の推薦により会長が委嘱する
  - 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる
  - 4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べるができる

## 第6章 会議

### 理事会

- 第19条 理事会は、会長が招集するが理事長が必要と認めた時は招集しなければならない
- 2 理事会における審議事項の議長は理事長が務める、理事長欠席の場合には事前に定めた順列による議長を務める

### 理事会の定足数

- 第20条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席で開会し議決する
- 当該理事会における議決について予め委任の意思表示した理事は出席者とみなすこととする
- 2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほかは、出席理事の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる

### 代議員会

- 第21条 代議員会は少なくとも毎年度に1回定期的に開催しなければならない
- 2 通常代議員会は、毎会計年度の終了後60日以内に開催することとする
  - 3 次に掲げる事項については、代議員会において代議員の意見を聞き、議決を経なければならない
    - ① 規約の制定及び改廃
    - ② 会長の選任と、理事及び監事の承認
    - ③ 事業報告及び収支決算について
    - ④ 事業計画及び収支予算について
    - ⑤ 財産について

- ⑥前掲①②③④に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄について
- 4 この協会に必要で重大である事項については、理事会を経て臨時代議員会で議決する
  - 5 第20条及び第21条の規定は、代議員会についてこれを準用するが、この場合において第20条、第21条内の（理事会）及び（理事）とあるのは、それぞれ（代議員会）及び（代議員）と読み替えるものとする

## 局・委員会

- 第22条 この協会に次の局及び委員会を置く
- ① 事務局
  - ② 総務委員会 渉外委員会 財務委員会 広報委員会 競技委員会  
審判委員会 強化技術委員会
- 2 この協会は、必要に応じて特別委員会を置く
  - 3 前号で規定された局、委員会、特別委員会に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める

## 議事録

- 第23条 この協会が定める全ての会議には議事録を作成し、これを保存する

## 第7章 加盟団体及び加盟会員

### 加盟団体及び加盟会員

- 第24条 次に掲げる団体で、この協会の趣旨に賛同するものは、理事現在数及び代議員数の各々3分の2以上の同意を得て加盟団体となることができる
- ① 横須賀ミニバスケットボール連盟
  - ② 横須賀市中学生バスケットボールクラブ連盟
  - ③ 逗子市・葉山町中学生バスケットボールクラブ連盟
  - ④ 三浦市中学生バスケットボールクラブ連盟
  - ⑤ 横須賀ブロック中学生バスケットボールクラブ連盟
  - ⑥ 横三地区高等学校体育連盟バスケットボール専門部
- 2 この協会の趣旨に賛同し、登録したチームは加盟会員になることができる

### 資格の喪失

- 第25条 この協会の加盟団体及び加盟会員は、次の事由によってその資格を喪失する
- ① 脱退
  - ② 加盟団体及び加盟会員の解散
  - ③ 除名

## 脱 退

第26条 この協会の加盟団体及び加盟会員が脱退をしようとするときは、その事由によって脱退届を提出しなければならない

## 除 名

第27条 この協会の加盟団体及び加盟会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び代議員会の議決を経て会長がこれを除名することができる

- ① この協会の加盟団体及び加盟会員としての義務に違反したとき
- ② この協会の名誉を傷つけ、又はこの協会の目的に違反する行為のあったとき

## 登録と分担金

第28条 この協会の加盟団体は、その所属するチームをこの協会に登録しなければならない

- 2 加盟会員は別に定める規定によって登録しなければならない
- 3 登録に関する規定は、理事会で決議する

第29条 この協会の加盟団体及び加盟会員は、別に定める分担金を納入しなければならない

- 2 既納の分担金は、如何なることがあってもこれを返還しない

## 第8章 規約の改正

### 規約の改正

第30条 この規約は、理事会及び代議員会において、理事現在数及び代議員現在数の各々3分の2以上の議決を経なければ改正できない

## 第9章 補 足

### 細 則

第31条 この協会運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める

### 附 則

1. 本規約は、昭和63年4月6日から施行する
2. 本規約は、平成2年4月6日から施行する
3. 本規約は、平成5年4月3日から施行する
4. 本規約は、平成9年4月3日から施行する
5. 本規約は、平成20年4月3日から施行する
6. 本規約は、平成25年4月2日から施行する
7. 本規約は、平成27年5月23日から施行する